

札幌市介護保険施設等指導監査要綱

平成 24 年 4 月 1 日

保健福祉局長決裁

最近改正 令和 5 年 9 月 6 日

第 1 目的

この要綱は、札幌市が指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者又は指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院若しくは指定介護療養型医療施設の開設者に対して行う介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 23 条又は健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第 26 条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第 23 条に基づく指導、指定第 1 号事業者に対して行う札幌市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 22 条又は札幌市介護予防ケアマネジメント実施要綱第 37 条に基づく指導及び法第 76 条、第 78 条の 7、第 83 条、第 90 条、第 100 条、第 114 条の 2、第 115 条の 7、第 115 条の 17、第 115 条の 27、第 115 条の 45 の 7 又は旧法第 112 条の規定に基づく監査に関する基本的事項を定めることにより、その事業者の介護給付及び予防給付対象サービス（以下「介護給付等対象サービス」という。）並びに第 1 号事業の質の確保及び向上並びに保険給付等の適正化を図ることを目的とする。

第 2 指導

1 指導方針

指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者及び指定介護老人福祉施設、介護

老人保健施設、介護医療院又は指定介護療養型医療施設の開設者並びに指定第1号事業者（以下「事業者」という。）に対し、各種指導形態によって、利用者の自立支援及び尊厳の保持を念頭において、介護給付等対象サービス及び第1号事業の取扱い並びに介護報酬等の請求等に関する事項について、周知徹底とその遵守を図ることを方針とする。

2 指導形態等

指導の形態は、次のとおりとする。

(1) 集団指導

集団指導は、事業者に対し、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬請求の内容、制度改正内容及び高齢者虐待事案を始めとした過去の指導事例等に基づく指導内容について、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。

なお、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等。以下同じ。）の活用による動画の配信等による実施も可能とする。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は、次の(ア)から(ウ)までに定める内容について、原則、実地に行う。また、本市が単独で行うものを「一般指導」とし、本市が厚生労働省又は北海道と合同で行うものを「合同指導」とする。

なお、(ア)から(ウ)までに定める指導については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

(ア) 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

(イ) 最低基準等運営体制指導

基準等に規定する運営体制に関する指導（(ウ)に関するものを除く。）

(ウ) 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として、指定又は許可の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる事業者の事業所について行う。なお、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービス又は施設系サービスに限る。）又は施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うことが望ましいものとする。

ウ 運営指導の内容

運営指導の実施に当たっては、基準等への適合性に関し、事業者による自己点検を励行するものとし、上記ア(ア)及び(イ)については、「介護保険施設等運営指導マニュアルについて」（令和4年3月31日付け老発 0331 第7号厚生労働省老健局長通知）にて示された介護保険施設等運営指導マニュアル（「以下運営指導マニュアル」という。）別添1に定める介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）及び標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

また、運営指導（上記ア(ア)及び(イ)に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

3 指導対象

指導は全ての事業者を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定については一定の方針に基づき行う。指導に当たっては、北海道及び他の市町村と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な実施に努めるものとする。

(1) 集団指導の対象

集団指導については、原則、市長が指定又は許可の権限を持つ全ての事業者に対して行う。なお、その指導内容等により、サービス種別ごとの実施や新規指定又は管理者の変更があった事業者を対象として別途実施する等、より一層内容の理解が図られるよう努める。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

一般指導は、次の(ア)又は(イ)に掲げる事業者を対象に実施する。

(ア) 新たに介護給付等対象サービス若しくは第1号事業を開始し、又は入所定員を増加した事業者

(イ) (ア)に掲げるもののほか、特に一般指導を要すると認める事業者

イ 合同指導

合同指導は、一般指導の対象とした事業者の中から選定する。

(3) 特定の事業者に対する指導

保険医療機関の行う居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーションの指定居宅サービス事業者若しくは介護予防療養管理指導、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション若しくは介護予防通所リハビリテーションの指定介護予防サービス事業者又は保険薬局の行う居宅療養管理指導の指定居宅サービス事業者若しくは介護予防居宅療養管理指導の指定介護予防サービス事業者に対する指導については、(1)及び(2)の規定にかかわらず、必要に応じて実施する。

4 指導方法等

(1) 集団指導

ア 実施通知

指導対象となる事業者を決定したときは、原則として2月前までに、集団指導の日時、場所、事業所出席者、指導内容等を文書により当該事業者に通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、事業者に対して、指導内容の理解を深めるために有効な実施方法を工夫するものとする。

なお、集団指導に参加しなかった事業者に対しては、使用した資料の送付等により確実に資料の閲覧が行われるよう情報提供するとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知

指導対象となる事業者を決定したときは、原則として1月前までに、次に掲げる事項を文書により当該事業者に通知する。

ただし、指導対象となる事業所において高齢者虐待が疑われる等の理由により、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービスの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に次に掲げる事項を文書により通知するものとする。

(ア) 運営指導の根拠規定及び目的

(イ) 運営指導の日時及び場所

(ウ) 指導担当者

(エ) 事業所出席者（役職名等で可）

(オ) 準備すべき書類等

(カ) 当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュール等）

イ 指導方法

運営指導は、関係書類等を確認し、関係職員との面談方式で行う。

なお、施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認出来る内容（最低基準等運営体制指導及び報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、事業者の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ウ 運営指導の留意点

(ア) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の事業者当たりの所要時間をできる限り短縮し、事業者と本市双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

(イ) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する事業所に対する運営指導については、できるだけ同日又は連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(ウ) 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法等介護保険法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、事業者の状況も踏まえた上で、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）を所管する部署と調整を行い、同日又は連続した日程で行うことを一層推進する。

(エ) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、事業者に対して運営指導の事前又は当日に提出を求める資料及び書類の写し等については1部とし、本市が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時又は変更時に提出されているもの等）については再提出を求めない。

また、事業所において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(オ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。

ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり1名～2名の利用者についてその記録等を確認する。

エ 指導体制

2名以上の班を編成し、うち1名は原則係長職以上の職にある者とする。

オ 指導結果の通知等

運営指導の結果は、指導実施後、原則30日以内に、運営指導結果通知書（様式1）により通知するものとする。

カ 報告書の提出

運営指導の結果、人員、設備又は運営について改善を要すると認められる事項がある場合及び介護報酬等について不正には当たらない

い軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、事業者に対して、オの規定によりその旨通知し、結果通知後、原則 30 日以内に改善状況報告書（様式 2）により報告を求めるものとする。

キ 自主点検に伴う自主返還

運営指導の結果、介護報酬等について過誤による調整を要すると認められた場合は、当該事業者に対し、指導事項に係る過去分を含めた自主点検を指示する。

ク 監査への変更

運営指導を実施中に以下のいずれかに該当する状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに「第 3 監査」の定めるところにより監査を行い、事実関係の調査及び確認を行うものとする。

(ア) 介護給付等対象サービス若しくは第 1 号事業の人員、設備及び運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(イ) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(ウ) 不正の手段による指定等を受けていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

(エ) 高齢者虐待等により、利用者等の生命又は身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合又はその疑いがあると認められる場合

5 指導に当たっての留意点

指導は、運営指導マニュアルに基づき行うものとし、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言等については、事業者との共通認識が得られるよう留意する。

(2) 適正な事業運営等に関し効果的な取組を行っている事業者については、積極的に評価し、他の事業者へも紹介する等、介護サービスの質の向上

に向けた指導を行う。

- (3) 運営指導は、基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該事業者に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨、目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5) 運営指導の際、事業者の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や指導対象の事業所を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することは差し支えない。

第3 監査

1 監査方針

監査は、事業者の介護給付等対象サービス又は第1号事業の内容又は介護報酬の請求について、人員、設備及び運営に関する基準に従っていないと認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、介護報酬の請求について不正を行っているとして認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合、不正の手段により指定等を受けていると認められる場合若しくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）又は介護給付等対象サービス若しくは第1号事業の利用者若しくは入所者若しくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）（以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき本市が虐待の認定を行った場合若しくは高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、本市が、当該事業者に対し報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該事業者の当該指定に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼とする。

2 監査対象となる事業者の選定基準

監査は、次の(1)又は(2)に掲げる情報を踏まえて、指定基準違反等又は人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行うものとする。

(1) 要確認情報

- ア 通報・苦情・相談等に基づく情報
- イ 本市が虐待の認定を行った場合又は高齢者虐待等により利用者等の生命若しくは身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 北海道、他の市町村又は連合会からの通報情報
- オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す事業者
- カ 法第 115 条の 35 第 4 項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

- ア 第 2 に規定する指導を行った結果、事業者について認めた（その疑いがある場合を含む。）指定基準違反等又は人格尊重義務違反
- イ 指定第 1 号事業者については、上記ア又は一体的に運営する訪問介護事業所、通所介護事業所若しくは地域密着型通所介護事業所への第 2 に規定する指導若しくは第 3 に規定する監査で確認した指定基準違反等若しくは人格尊重義務違反

3 監査方法等

(1) 監査通知

監査対象となる事業者を決定したときは、次に掲げる事項を文書により監査開始時に通知する。ただし、第 2 の 4 (2) クの規定に基づき、運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告し、後日、文書により通知することができるものとする。

- ア 監査の根拠規定及び目的

- イ 監査の日時及び場所
- ウ 監査担当者
- エ 監査対象事業者の出席者
- オ 必要な書類等
- カ 虚偽の報告又は答弁、検査忌避等に関する罰則規定

(2) 情報提供等

監査の実施に当たっては、監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等又は指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は、当該事業者を指定している全ての市町村長に事前に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(3) 監査体制

2名以上の班を編成し、うち1名は原則係長職以上の職にある者とする。

なお、他の運営指導（社会福祉法人運営指導等）を所管する部署と連携を図り、合同で実施するなど効率的に行うものとする。

(4) 監査結果の通知等

監査の結果は、監査実施後、原則 30 日以内に、監査結果通知書（様式 3）により通知するものとする。

ただし、4 の行政上の措置をとる場合においては、それらの通知をもってこれに代えることができる。

(5) 報告書の提出

監査の結果、改善勧告までは要しないが、軽微な改善を要すると認められた場合には、事業者に対して、(4)本文の規定によりその旨通知し、結果通知後、原則 30 日以内に改善状況報告書（様式 4）により報告することを求めるものとする。

4 行政上の措置

指定基準違反等又は人格尊重義務違反が認められた場合には、法第 76 条の 2、第 78 条の 9、第 83 条の 2、第 91 条の 2、第 115 条の 8、第 115 条の 18、第 115 条の 28 及び法第 115 条の 45 の 8 並びに旧法第 113 条の 2 に掲げる「勧告、命令等」、法第 77 条、第 78 条の 10、第 84 条、第

92 条、第 115 条の 9、第 115 条の 19、第 115 条の 29 及び第 115 条の 45 の 9 並びに旧法第 114 条に掲げる「指定の取消し等」、法第 101 条及び第 114 条の 3 に掲げる「設備の使用制限等」、法第 102 条及び第 114 条の 4 に掲げる「変更命令」、法第 103 条及び第 114 条の 5 に掲げる「業務運営の勧告、命令等」並びに法第 104 条及び第 114 条の 6 に掲げる「許可の取消し等」の規定に基づき行政上の措置をとるものとする。

(1) 勧告

ア 事業者（介護老人保健施設又は介護医療院の開設者を除く。(2)及び(3)において同じ。)に人員、設備及び運営に関する基準違反の事実が確認された場合は、当該事業者等に対し、期限を定めて、改善勧告書（様式 5）により基準を遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

イ 勧告をした場合において、当該事業者が期限内に勧告に従わなかったときは、事業所名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表することができる。

ウ 勧告をした場合は、当該事業者に対し、期限内に勧告事項改善報告書（様式 6）によりとった措置について報告を求めるものとする。

(2) 命令

ア 事業者が正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該事業者に対し、期限を定めて、改善命令書（様式 7）によりその勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ 命令をした場合には、事業所名、命令に至った経緯等を公示しなければならない。

ウ 命令をした場合は、当該事業者に対し、期限内に命令事項改善報告書（様式 8）によりとった措置について報告を求めるものとする。

(3) 指定の取消し等

ア 指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容が、法第 77 条第 1 項各号、第 78 条の 10 各号、第 84 条第 1 項各号、第 92 条第 1 項各号、第 115 条の 9 第 1 項各号、第 115 条の 19 各号、第 115 条の 29 各号及び第 115 条の 45 の 9 各号並びに旧法第 114 条第 1 項各号のいずれか

に該当する場合には、指定（許可）取消・効力停止通知書（札幌市介護保険事業施行規則（平成12年規則第47号）様式34の25）により当該事業者へ通知するとともに、当該事業者に係る指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力の停止をすること（以下「指定の取消し等」という。）ができる。

イ 指定の取消し等をした場合には、遅滞無く、事業所名、所在地等を公示しなければならない。

ウ 指定の取消し等を行う場合は、事業所名、所在地等を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(4) 設備の使用制限等

法第101条又は第114条の3の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院が療養室等の設備や条例で定める施設を有しなくなったとき、又は設備及び運営に関する基準に適合しなくなったときは、当該施設の開設者に対し、期間を定めて、その全部若しくは一部の使用を制限し、若しくは禁止し、又は期限を定めて、修繕若しくは改築を命ずることができる。

(5) 変更命令

法第102条又は第114条の4の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院に係る施設の管理者が当該施設の管理者として不適当であると認めるときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、当該施設の管理者の変更を命ずることができる。

(6) 業務運営の勧告、命令等

ア 法第103条又は第114条の5の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院において基準違反の事実が確認された場合、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、文書により基準を遵守すべきことを勧告することができるほか、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

イ 正当な理由がなくその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該施設の開設者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。また、命令をした場合には、その旨を

公示しなければならない。

ウ 勧告又は命令をした場合は、当該施設の開設者に対し期限内に文書によりとった措置について報告を求めるものとする。

(7) 許可の取消し等

ア 都道府県知事は、法第 104 条又は第 114 条の 6 の規定により、介護老人保健施設又は介護医療院における指定基準違反等又は人格尊重義務違反の内容等が、法第 104 条第 1 項各号、法第 114 条の 6 第 1 項各号のいずれかに該当する場合においては、指定（許可）取消・効力停止通知書（札幌市介護保険事業施行規則様式 34 の 25）により当該施設の開設者に通知するとともに、当該施設に係る許可を取り消し、又は期間を定めてその許可の全部若しくは一部の効力の停止（以下「許可の取消等」という。）をすることができる。

イ 許可の取消し等をした場合には、遅滞無く、事業所名、所在地等を公示しなければならない。

5 聴聞等

監査の結果、事業者が命令又は指定の取消し等若しくは許可の取消し等の処分（以下「取消処分等」という。）に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 13 条第 1 項各号の規定に基づき聴聞又は弁明の機会を付与しなければならない。

ただし、同条第 2 項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は、適用しない。

6 経済上の措置

(1) 介護給付等対象サービス事業者

ア 指定の取消し等を行った場合に、当該事業者が法第 22 条第 3 項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得として徴収するものとする。

イ アの不正利得については、事業者に対し、原則として、法第 22 条第 3 項の規定により返還させるべき額に 100 分の 40 を乗じて得た額

を合わせて徴収するものとする。

(2) 指定第1号事業者

勧告、命令、指定の取消し等を行った場合に、第1号事業支給費の全部又は一部について、不正利得があった場合には当該指定事業者から返還を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月6日）

- 1 この要綱は、令和5年9月6日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の札幌市介護保険施設等指導監査要綱（以下「改正前の要綱」という。）第2の4(2)アに基づき通知している実地指導及び改正前の要綱第3の3(1)に基づき通知している監査については、なお従前の例による。

札介保(指)第 号
年(年) 月 日

(法人名 代表者職・氏名) 様

札幌市長

運営指導の結果について

下記の事業所に対し、 年 月 日に実施した運営指導について、次のとおり改善を要する事項があると認められましたので、十分検討の上、速やかに必要な措置を講じてください。

なお、改善状況については、別紙「改善状況報告書」により、 年 月 日までに御報告願います。

記

1 対象事業所

(事業種別)

(事業所名)

2 指導事項

(1)

ア

.

. (指導事項の根拠となる条文等を記載)

(札幌市〇〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
〇〇〇〇係 Tel - Fax -)

札介保(指)第 号
年(年) 月 日

(法人名 代表者職・氏名) 様

札幌市長

運営指導の結果について

標記の件につきまして、 年 月 日に実施した運営指導の結果は、下記のとおりでした。

記

1 対象事業所

(事業種別)

(事業所名)

2 指導結果

概ね適正に運営しているものと認められました。

(札幌市〇〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
〇〇〇〇係 Tel - Fax -)

様式2

改善状況報告書

札幌市長様

報告年月日 年 月 日
指導実施年月日 年 月 日
結果通知年月日 年 月 日

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
事業種別
事業所所在地

年 月 日 札介保(指)第 号により指導のあった事項について、次のとおり改善状況を報告します。

改善を要する事項(全文)	改善内容	
	改善の状況	添付書類

- 記入要領
- 1 「改善を要する事項」欄には、文書により指導された事項(全文)を記入すること。
 - 2 「改善の状況」欄には、文書により指導された事項に対する改善状況を記入すること。
 - 3 「添付書類」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。
 - 4 改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。

札介保(指)第 号
年(年) 月 日

(法人名 代表者職・氏名) 様

札幌市長

監査の結果について

下記の事業所に対し、 年 月 日に実施したこのことについて、次のとおり改善を要する事項があると認められましたので、十分検討の上、速やかに必要な措置を講じてください。

なお、改善状況については、別紙「改善状況報告書」により、 年 月 日までに御報告願います。

記

1 対象事業所

(事業種別)

(事業所名)

2 指導事項

(1)

ア

.

. (指導事項の根拠となる条文等を記載)

(札幌市〇〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
〇〇〇〇係 Tel - Fax -)

札介保(指)第 号
年(年) 月 日

(法人名 代表者職・氏名) 様

札幌市長

監査の結果について

標記の件につきまして、 年 月 日に実施した監査の結果は、下記のとおりでした。

記

1 対象事業所

(事業種別)

(事業所名)

2 監査結果

概ね適正に運営しているものと認められました。

(札幌市〇〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
〇〇〇〇係 Tel - Fax -)

改 善 状 況 報 告 書

札幌市長様

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
事業種別
事業所所在地

報告年月日	年	月	日
監査実施年月日	年	月	日
結果通知年月日	年	月	日

年 月 日 札介保(指)第 号により指導のあった事項について、次のとおり改善状況を報告します。

改善を要する事項(全文)	改 善 内 容	
	改 善 の 状 況	添 付 書 類

- 記入要領
- 1 「改善を要する事項」欄には、文書により指導された事項(全文)を記入すること。
 - 2 「改善の状況」欄には、文書により指導された事項に対する改善状況を記入すること。
 - 3 「添付書類」欄には、改善の状況が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。
 - 4 改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。

札介保（指）第 号
年（ 年） 月 日

（法人名 代表者職・氏名） 様

札幌市長

改善勧告について

下記の事業所に対し、 年 月 日に実施した監査の結果、改善を要する事項があると認められましたので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第〇条第〇項の規定に基づき、下記のとおり勧告します。

つきましては、期限までに速やかに改善の上、その改善状況については、 年 月 日までに別紙「勧告事項改善報告書」により御報告願います。

なお、この勧告に係る期限までに勧告に従わなかったときは、法第〇条第〇項の規定に基づき、その旨を公表すること、また、正当な理由なくその勧告に係る措置をとらなかったときは、法第〇条第〇項の規定に基づき、期限を定めてこの勧告に係る措置をとるべきことを命ずることがあります。また、同項の規定による命令をした場合は、その旨を公示することになります。

記

1 対象事業所

（事業種別）

（事業所名）

2 勧告事項

下記のとおり改善を勧告する。

(1)

ア
.
. (勸告事項の根拠となる条文等を記載)

3 改善期限

年 月 日

(札幌市〇〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
〇〇〇〇係 Tel - Fax -)

勸告事項改善報告書

札幌市長様

}	報告年月日	年	月	日
	監査実施年月日	年	月	日
	勸告年月日	年	月	日

法人名
 代表者
 事務所所在地
 事業所名
 事業種別
 事業所所在地

年 月 日 札介保(指)第 号により勸告のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

勸告事項(全文)	改善内容	
	改善結果	添付書類

- 記入要領
- 1 「勸告事項」欄には、勸告を受けた事項(全文)を記入すること。
 - 2 「改善結果」欄には、勸告を受けた事項に対する改善結果を記入すること。
 - 3 「添付書類」欄には、改善の結果が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。
 - 4 改善できない理由がある場合には、その理由を具体的に記載すること。

札介保（指）第 号
年（ 年） 月 日

（法人名 代表者職・氏名） 様

札幌市長

改善命令について

下記の事業所に対し、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第〇条第〇項の規定に基づき 年 月 日付け札介保（指）第 号で勧告したところ、正当な理由なく同勧告に係る措置がとられていないと認められますので、法第〇条第〇項の規定に基づき下記のとおり改善を命じるとともに、法第〇条第〇項の規定に基づき、当該改善命令について公示いたします。

つきましては、期限までに速やかに改善の上、その改善状況については、 年 月 日までに別紙「命令事項改善報告書」により御報告願います。

なお、この命令に係る期限までに、措置がとられない場合は、法第〇条第〇項の規定に基づき指定を取り消し、又は指定の全部若しくは一部の効力を停止する処分を行うことがあります。

記

1 対象事業所

（事業種別）

（事業所名）

2 命令事項

(1)

ア

.....
.....(勧告事項の根拠となる条文等を記載)

3 改善期限

年 月 日

4 教示

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、札幌市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内（適法な審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内）に、札幌市（訴訟において札幌市を代表する者は札幌市長となります。）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することもできます。

（ 札幌市〇〇〇〇局〇〇〇〇部〇〇〇〇課
〇〇〇〇係 Tel - Fax - ）

様式8

命令事項改善報告書

札幌市長様

報告年月日 年 月 日
命令年月日 年 月 日

法人名
代表者
事務所所在地
事業所名
事業種別
事業所所在地

年 月 日 札介保(指)第 号により命令のあった事項について、次のとおり改善結果を報告します。

命令事項(全文)	改善内容	
	改善結果	添付書類

- 記入要領
- 1 「命令事項」欄には、命令を受けた事項(全文)を記入すること。
 - 2 「改善結果」欄には、命令を受けた事項に対する改善結果を記入すること。
 - 3 「添付書類」欄には、改善の結果が明らかになる書類の名称を記入し、その書類の写し等を添付すること。